

2024年5月

各位

## 「破産管財人口座開設手数料」改定および対象口座追加のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行では2024年7月1日(月)より、下記のとおり破産管財人口座開設手数料の改定および対象口座の追加をおこないます。今後も、より一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

項目	現行	改定(追加)後
手数料の名称	破産管財人口座開設手数料	破産管財人等口座開設手数料
対象となる 口座	以下の名義で新規に開設する口座 ・破産管財人	以下の名義で新規に開設する口座 ・破産管財人 ・ <u>相続財産管理人</u> ・ <u>相続財産清算人</u> ・ <u>不在者財産管理人</u>
口座開設 手数料	口座開設1件あたり5,500円(税込)	口座開設1件あたり <u>16,500円</u> (税込)

お申し込みから口座開設まで一週間程度お時間をいただく場合がございます。

< 本件に関するお問い合わせは、神奈川銀行のお取引店へお問合せください >

以上